

高砂市ごみステーションの設置及び維持管理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市（以下「市」という。）におけるごみステーションについて、その設置に対する適正な指導並びに設置後の維持管理における事業者及びごみステーション利用者団体の負担と協力に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境と安全で円滑なごみ収集体制を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション利用者団体 高砂市内のごみステーションを利用する全ての団体という。
- (2) 公有地 市道、水路等として使用している市その他公共団体が所有する土地をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ごみステーションにおいてごみを収集するに当たっては、衛生的に、かつ、安全で円滑にこれを行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が毎年度告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に従い、ごみの排出を行わなければならない。

2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次に掲げる事項を守り、自らごみステーションを管理するものとする。

- (1) ごみの飛散防止に努めること。
- (2) ごみステーションの清掃等は、利用する市民が協力して行うこと。

3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

4 市民は、ごみステーションの清潔保持のために市が実施する施策に協力するものとする。

(設置基準)

第5条 ごみステーションの設置基準は、高砂市ごみステーション設置基準（以下「設置基準」という。）の定めるところによる。

(配置計画)

第6条 ごみステーションの配置計画は、次のとおりとする。

- (1) 開口部が道路に面し、収集車が容易に近づくことができ、交通又は収集に支障を来さない場所とすること。
- (2) 宅地の高低、道路事業の有無並びにごみステーションの利用者の便宜及び安全性を考慮すること。
- (3) 長辺が道路に接するような形状とすること。

(配置禁止条件)

第7条 ごみステーションの配置禁止条件は、次のとおりとする。この場合において、ごみステーションの設置時に配置禁止条件に該当する場所以外の候補地を確保することが困難であるときは、市と個別に協議を行うものとする。

- (1) 歩道をまたぐ場所
- (2) 急勾配の場所
- (3) 道路に接する部分が曲がった場所
- (4) 交差点、交差点の隅切り又は横断歩道
- (5) 消火栓又は消防用防火水槽から5メートル以内の場所
- (6) バスの停留所、安全地帯及び踏切から10メートル以内の場所
- (7) 側溝に接した場所。ただし、ごみステーションの設置者が溝蓋等を取り付ける等の対応を行った場合を除く。
- (8) その他市が収集に支障があると判断する場所

(事前協議)

第8条 事業者又はごみステーション利用者団体がごみステーションの新設、移設又は廃止をする場合は、事前にエコクリーンピアはりまと協議を行うものとする。ただし、高砂市開発指導要綱（平成元年高砂市訓令第19号）第7条第1項に規定する開発の事前協議を行うことにより、当該協議に代えることができる。

- 2 エコクリーンピアはりまは、ごみステーションの新設、移設又は廃止をする場所が公有地となる場合は、必要に応じて関係部署と協議を行うこととする。

(申請)

第9条 エコクリーンピアはりまは、事業者又はごみステーション利用者団体がごみステーションの新設、移設又は廃止をする場合は、高砂市ごみステーション新設等申請書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

- 2 エコクリーンピアはりまは、事業者又はごみステーション利用者団体が前項の規定による申請をする場合において、必要があると認めるときは、承諾書（様式第2号）又は同意書（様式第3号）の提出を求めるものとする。

(同意)

第10条 市は、事業者又はごみステーション利用者団体が前条第1項の規定による申請（新設又は移設の申請に限る。）をした場合において、これを適当と認めるときは、当該申請に対し同意をするものとする。

- 2 市は、前項の同意をするに当たっては、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 近隣住民等に対して当該施設の位置、構造その他必要な事項を説明し、事前に同意を得た旨の承諾書の提出を前条第1項の規定による申請（新設又は移設の申請に限る。）をした事業者又はごみステーション利用者団体（以下「申請者」という。）に求めること。この場合において、ごみステーションが私道に面しているときは、当該私道の所有者の設置同意書（様式第4号）を併せて求めるものとする。

- (2) 個人所有の土地をごみステーションとして使用する場合は、所有者の設置同意書（様式第4号）を求めるものとする。
 - (3) 計画戸数が4戸以上の住宅建築事業の場合で既設のごみステーションを利用するときには、当該既設のごみステーションの維持管理者又は利用者の同意を得た旨の同意書を前条第1項の規定による申請（新設又は移設の申請に限る。）をした事業者に提出を求めること。この場合において、当該同意が得られないとき、又は当該既設のごみステーションの面積が小さく周辺の状況等から既設のごみステーションの利用が困難と市が判断したときは、当該事業者が新規に設置するよう要請するものとする。
 - (4) 開発規模及び付近の住宅の状況等からこの要綱による基準によることが著しく不適当と認められる場合は、関係部署と協議の上、申請者に特別な措置を求めるものとする。
- （完了検査）

第11条 市は、ごみステーションの新設又は移設が完了した場合は、完了検査を行い、設置基準に従っているか否かを確認するものとする。この場合において、当該新設又は移設が設置基準に反していたときは、指示事項を提示し、設置基準を満たすまで再検査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高砂市開発指導要綱第25条第1項に規定する開発事業に係る工事完了検査を行う場合は、当該工事完了検査をもって前項に規定する手続に代えることができる。

（寄附）

第12条 設置後のごみステーションの用地及び構造物は、原則として市に寄附してもらうよう努める。ただし、ごみステーションが集合住宅に設置された場合等であって市長が認めたときは、この限りでない。

（維持管理）

第13条 ごみステーションの維持管理に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者又はごみステーション利用者団体で行うこと。
- (2) 道路敷に所在するごみステーションに廃棄されたごみが起因して発生した事故については、市は一切の責任を負わないため、ごみステーションの利用者で事故防止を徹底すること。

（非協力者に対する措置）

第14条 市長は、この要綱に定める事項に従わない事業者又はごみステーションの利用者に対して行政上必要な措置を講ずることができる。

（適用の特例）

第15条 市長は、ごみステーションの設置の目的、内容等によって、事業者若しくはごみステーション利用者団体又はごみステーションの利用者にこの要綱を適用することが著しく不適当であると認めるときは、そのものに対しこの要綱の全部又は一部を適用しないことができる。ただし、当該適用しないこととする措置は、違法若しくは不当又は公益性を害するものであってはならない。

(委任)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に市との間で新設、移設又は廃止に係る手続に着手しているごみステーションの当該新設、移設又は廃止については、なお従前の例による。